

# 京都スタジアム（仮称）新築工事（大型映像設備工事）に係る 公募型プロポーザル募集要領（修正版）

## 1 工事の趣旨・目的

スポーツを通じた健全育成や、スポーツの楽しみや感動が得られる拠点となる施設として京都スタジアム（仮称）の整備を進めており、今回、大型映像設備工事を実施する。

## 2 工事の概要

- (1) 工 事 名 京都スタジアム（仮称）新築工事（大型映像設備工事）
- (2) 工 事 内 容 京都スタジアム（仮称）建設に伴う大型映像設備工事 一式  
詳細は別紙「設計図書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成 31 年 12 月 28 日まで
- (4) 契約上限額 423,684 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

技術提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 技術提案募集に係る公告の日から技術提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成 30 年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（平成 30 年 4 月 1 日付け 30 指第 100 号及び平成 30 年 7 月 1 日付け 30 指第 100 号）における電気通信工事に係る資格が有で、総合点が 1,000 点以上であること。
- (5) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する法人（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成 15 年度以降に完成した大型映像設備（フルカラーLED 方式によるものであつて、画面面積が 70 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）の新設又は全面を更新した工事の元請（元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が 1 を出資者数で除した割合の 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての実績を有する者であること。
- (6) 監理技術者又は主任技術者として、「電気通信工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (7) 本件工事における主要機器の製造に係る設計管理、工程管理及び検査、試験等の品質管理に関し、自社において実施できる技術的能力及び社内体制を整えている者であること。

#### 4 参加手続

##### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課（京都府庁 2 号館 1 階）  
電話 075-414-4284 FAX 075-414-4285  
メールアドレス [sposei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:sposei@pref.kyoto.lg.jp)

##### (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：平成 30 年 8 月 22 日（水）～平成 30 年 9 月 25 日（火）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所及び受付場所  
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ入札・プロポーザル情報  
（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードで  
きる。

##### (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：平成 30 年 8 月 22 日（水）～平成 30 年 9 月 25 日（火）  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。  
※提出期限を平成 30 年 9 月 20 日（木）から平成 30 年 9 月 25 日（火）  
に修正しました。（平成 30 年 8 月 23 日修正）
- イ 提出場所：（1）に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

#### 5 事前説明会

本工事に係る仕様及びプロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

#### 6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～平成 30 年 8 月 28 日（火）午後 5 時必着
- (2) 質疑方法：郵便、FAX 又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式：質疑書（様式 1）のとおり。  
※技術提案書の評価に係る質問には回答できない。
- (4) 回答日：平成 30 年 9 月 3 日（月）
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ入札・プロポーザル情報  
（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、  
個別には回答しない。

#### 7 応募書類

##### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 2）
- イ 技術提案書（様式 3）
- ウ 価格提案書（見積書）（任意様式）

## エ 参加資格確認資料

### ① 入札参加資格確認資料

#### (ア) 同種工事の施工実績調書（様式4）

3（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、様式4に記載すること。

#### (イ) 配置予定技術者調書（様式5）

3（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式5に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。

工場制作過程のみの期間の技術者とそれ以外の期間の技術者とは同一の者である必要はないが、別の技術者を配置する場合は、それぞれの技術者が上記の条件を満たしている必要があるとともに、その旨、様式5に明記すること。

なお、工場製作過程のみの期間の技術者については、本件工事に係る製作に専任することを要しない

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

#### (ウ) 確認資料

(ア) の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム（CORINS）における「工事カルテ受領書」については、当該実績を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

中小企業庁（各経済産業局）が証明する官公需適格組合が入札参加確認申請を行う場合にあっては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書（任意様式）を提出すること。

#### (エ) 主要機器の製造及び管理に係る技術的能力及び社内体制（様式6）

主要機器の製造に係る設計管理、工程管理及び検査、試験等の品質管理に関し、自社において実施できる技術的能力及び社内体制の整備状況を様式6に記載すること。

また、上記担当部署の位置付けが判る社内組織の体系図の写しを提出すること。

### ② 業態調書（様式7）

単体の建設業者又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者がある場合、その者を様式7に記載すること。

なお、該当する者がいない場合、様式7の提出は不要とする。

- (ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
- (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) その他（ア）から（エ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

## (2) 技術提案書の作成方法

別紙「作成要領」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

## (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された技術提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを非公開で実施する。時間、場所については、別途通知する。

### (3) 評価方法

技術提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

### (4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補

者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の契約上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、請負内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、請負契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

(3) 各会計年度の支払限度額は、次の比率のとおりとする。

平成30年度 0%

平成31年度 100%

(4) 精算払のほか、保証会社の保証を条件として各会計年度の支払限度額の4割以内の額を前払金として請求できる。

(5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

(1) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本プロポーザルに同時に参加することができな

- い。なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、(1)に該当する本プロポーザルに参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の技術提案及び価格提案を無効とする。
  - (3) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
  - (4) 技術提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
  - (5) 参加表明書を提出した後、技術提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
  - (6) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
  - (7) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
  - (8) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
  - (9) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。